

令和4年1月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

所得税更正処分等取消請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所)

口頭弁論の終結の日 令和3年10月19日

5

判 決

[Redacted]

控訴人兼被控訴人

[Redacted]

(以下「第1審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

黒 田 健 二

10

同

尾 上 由 紀

同

森 川 幸

同補佐人税理士

吉 田 光 一 郎

同

多 賀 谷 理 世

同

千 葉 雄 二

15

同

野 口 雅 史

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人兼控訴人

国

(以下「第1審被告」という。)

同代表者法務大臣

古 川 禎 久

20

処 分 行 政 庁

渋谷 税 務 署 長

同 指 定 代 理 人

室 谷 幸 一

同

能 登 谷 宣 仁

同

木 村 智 広

同

若 狭 圭 悟

25

同

森 本 一 馬

平 戸 優 子

同 主 永 山 圭 一
文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 第1審原告の控訴によって生じた費用は第1審原告の負担とし、第
5 1審被告の控訴によって生じた費用は第1審被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 第1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- 10 (2) 渋谷税務署長が平成29年4月26日付けで第1審原告に対してした平成
26年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち [REDACTED]
[REDACTED] を超える部分並びに過少申告
加算税の賦課決定処分を取り消す。

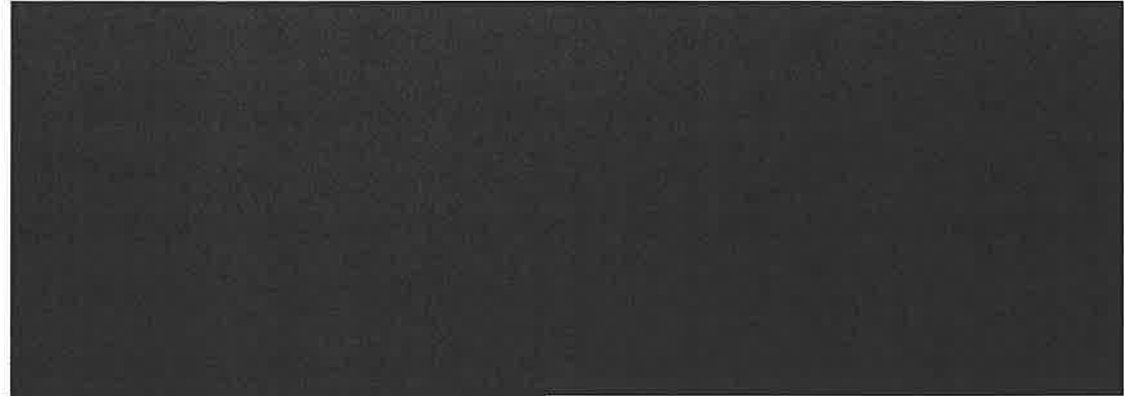
2 第1審被告

- 15 (1) 原判決中、第1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消部分につき、第1審原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 第1審原告は、平成26年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」
20 という。）について、 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] の譲渡に係る所得を第1審原告の譲渡所得として法定申告期限
25 内に確定申告をし、その後、 [REDACTED] 譲渡に係る所
得を第1審原告の譲渡所得として修正申告をしたところ、渋谷税務署長から、

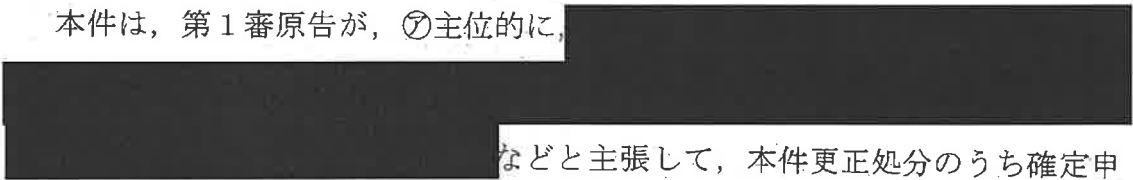
5



として、所得税等の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件各処分」という。）を受けた。

10

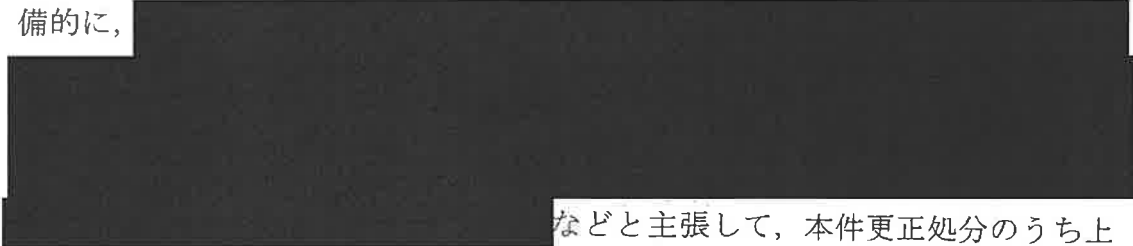
本件は、第1審原告が、⑦主位的に、



などと主張して、本件更正処分のうち確定申告における総所得金額及び納付すべき税額を超える部分（ただし、源泉徴収税額の誤記に係る部分を除く。）並びに本件賦課決定処分の取消しを求め、⑧予

15

備的に、



などと主張して、本件更正処分のうち上記主張に即して算出された総所得金額及び納付すべき税額を超える部分並びに本件賦課決定処分の取消しを求める事案である。

20

原審は、第1審原告の主位的請求を棄却し、予備的請求を認容したところ、棄却部分を不服として第1審原告が、認容部分を不服として第1審被告が、それぞれ控訴した。

25

2(1) 関係法令の定め、前提事実、当事者が主張する税額等、争点及び争点に対する当事者の主張の要旨は、次の(2)のとおり加除訂正をするほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1から5まで（原判決3頁1

9行目から38頁9行目まで及び70頁から74頁まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2)ア 原判決5頁7行目の「法人であり、」の次に「2012年(平成24年)4月3日当時」を加え、8行目の「保有している」を「保有していた」に改める。

5

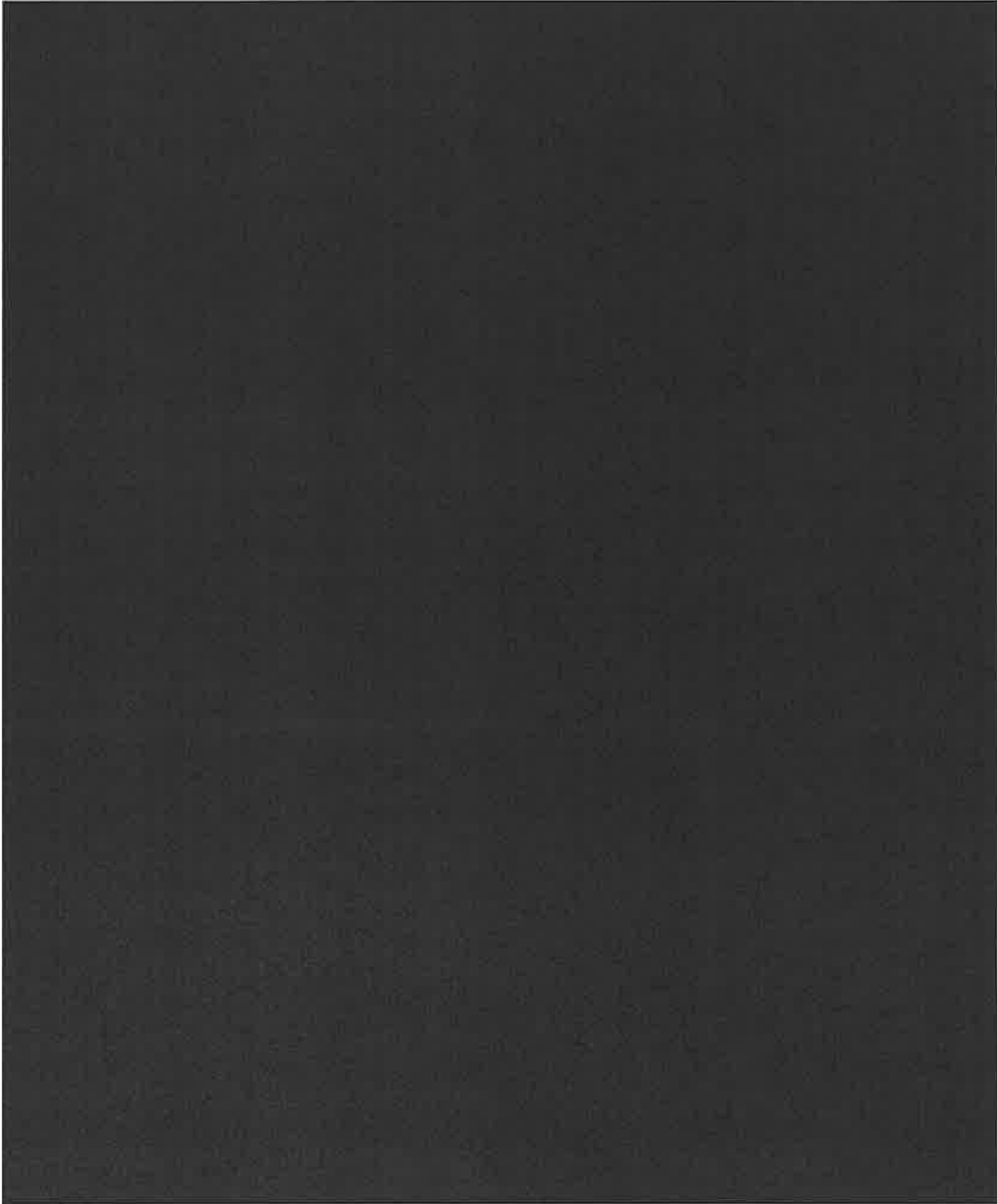
イ 原判決19頁14行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

10

15

20

25



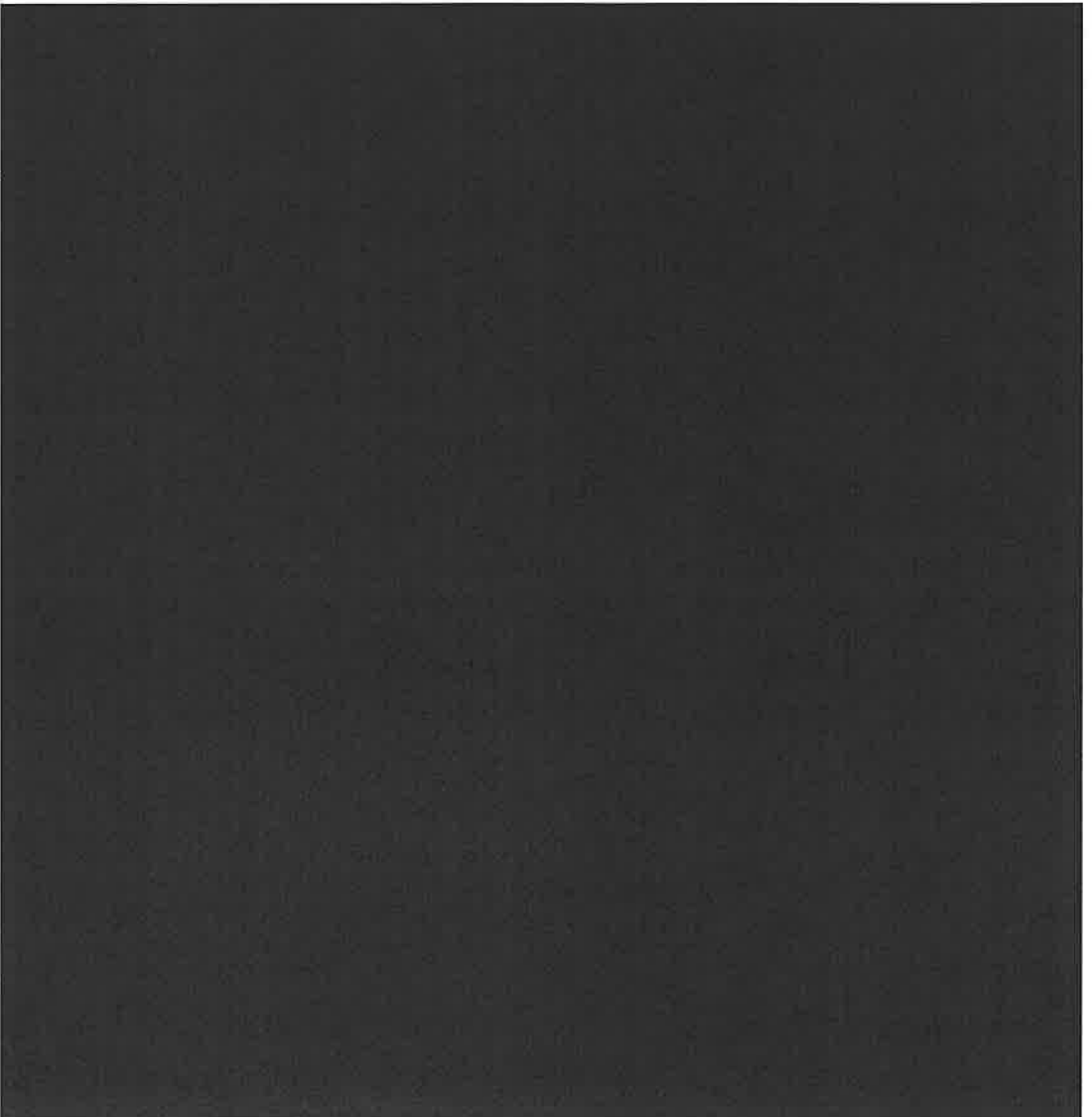
5



ウ 原判決20頁16行目の「ウ」を「エ」に改める。

エ 原判決25頁9行目の「算入されるべきものである。」を次のとおり改める。

10



15

20

25

5

10

オ 原判決30頁2行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

15

20

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、第1審原告の主位的請求は理由がなく、予備的請求は理由があると判断する。

25

その理由は、次の2のとおり加除訂正をするほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」（原判決38頁10行目から68頁22行目

まで及び75頁から77頁まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

2(1) 原判決42頁3行目の「譲渡」から4行目の「譲渡等」までを [REDACTED] に、13行目から14行目にかけての [REDACTED] に、45頁1行目の「うち」を [REDACTED] にそれぞれ改める。

(2) 原判決46頁12行目の「これに対し」を「この点に関し」に改める。

(3) 原判決52頁10行目の [REDACTED]

[REDACTED] にそれぞれ改め、19行目の「しかし、」の次に [REDACTED]

[REDACTED] を加え、24行目の「譲渡」から25行目の「譲渡等」までを [REDACTED] に改める。

(4) 原判決53頁4行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

[REDACTED]

(5) 原判決53頁15行目の「これらのことからすれば」を「このように」に

改め、同行目の [REDACTED] から16行目末尾までを削り、17行目の「枠組みを前提として、」の次に [REDACTED]

[REDACTED] を加え、19行目の「認められることを」を「認められることをも」に改め、20行目の「遅くとも」から「以降は、」までを削り、22行目末尾の次に [REDACTED]

5

10

15

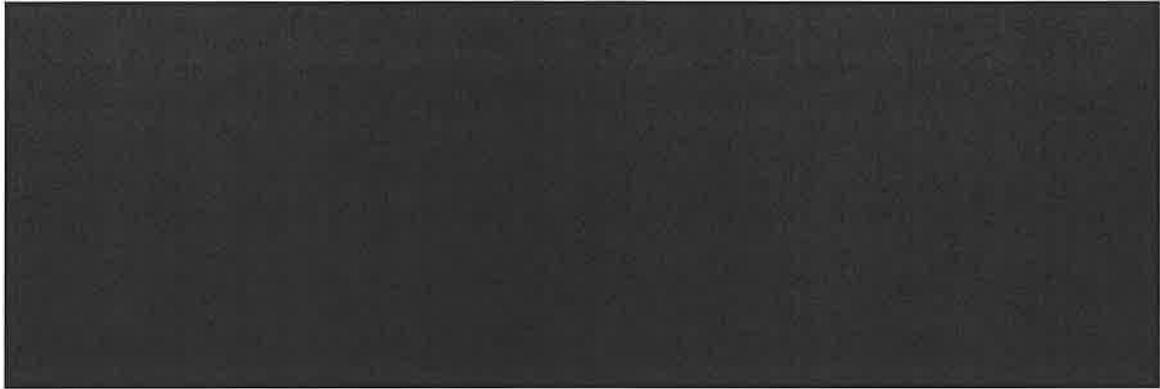
を加える。

(6) 原判決54頁2行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

20

25

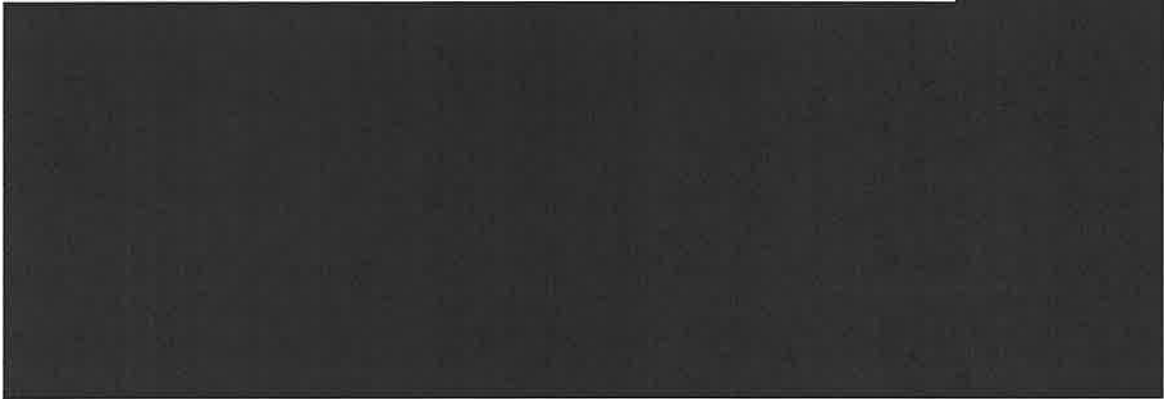
5



(7) 原判決55頁24行目の「前記2(2)エのとおり」から56頁5行目の「また、」までを削り、8行目の「当初は」から10行目の「認められないこと」までを [redacted] に、12行目の「交渉したことは」を「交渉したとしても、それは」にそれぞれ改める。

10

(8) 原判決58頁6行目の「しかし、」から11行目末尾までを [redacted]



15

に改める。

(9) 原判決59頁5行目の「これに対し」を「この点に関し」に、9行目冒頭から末尾までを [redacted]

20



にそれぞれ改める。

(10) 原判決59頁10行目の [redacted]

25



5

10

15

を加える。

(1) 原判決62頁10行目の

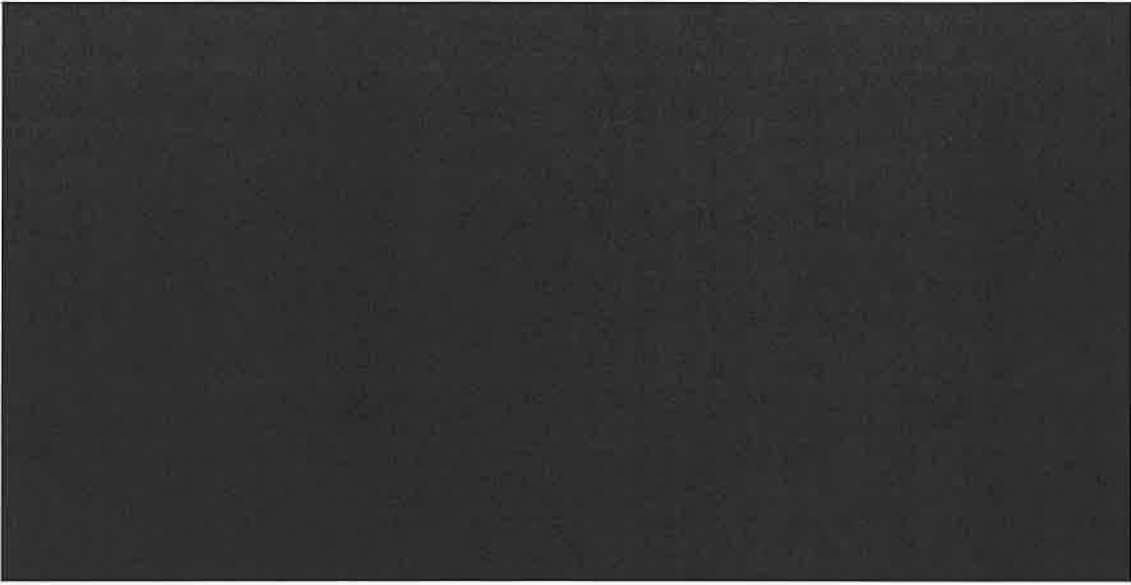
20

をそれぞれ加える。

(2) 原判決62頁15行目冒頭から63頁1行目末尾までを次のとおり改める。

25

5



10

(13) 原判決63頁2行目の

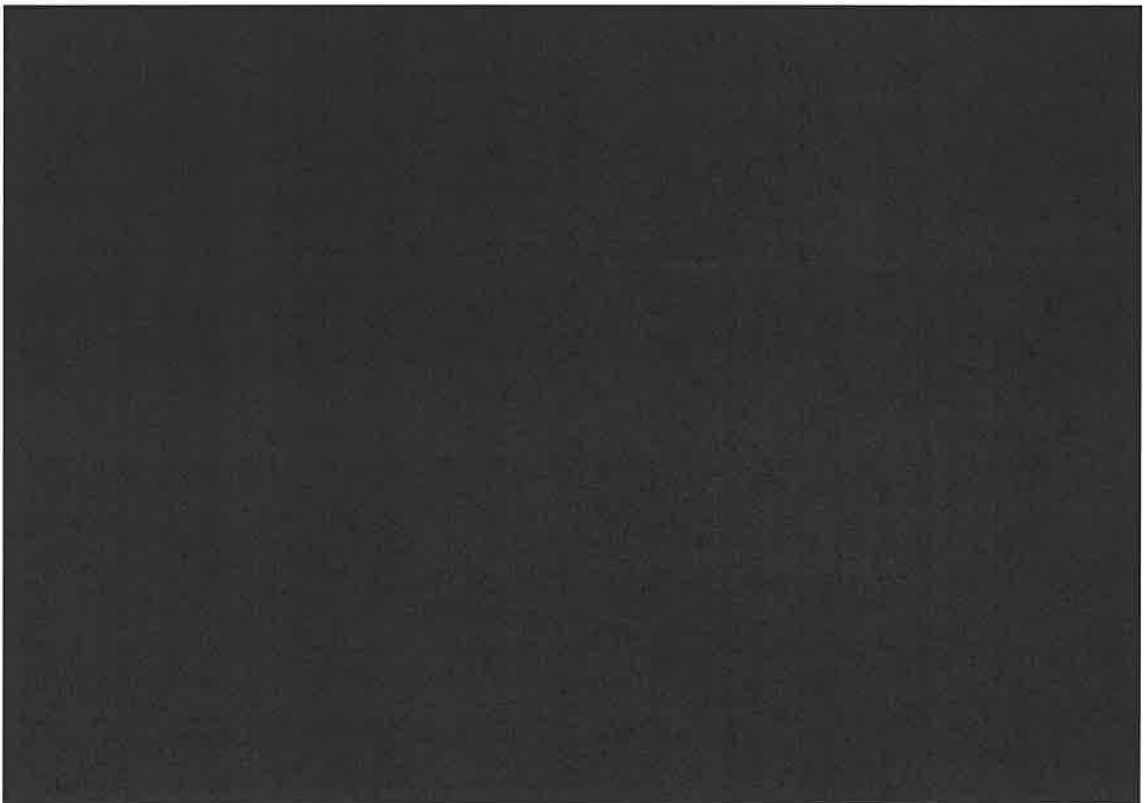


に改

める。

(14) 原判決64頁10行目の「送金された」から11行目末尾までを次のとおり改める。

15



20

25



5

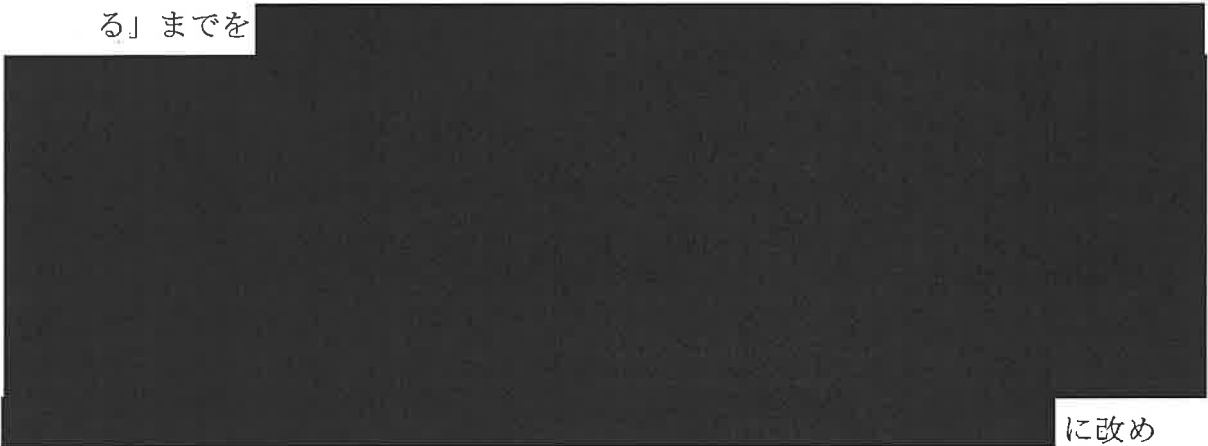
(15) 原判決65頁3行目の「経緯」の次に



10

に改める。

(16) 原判決66頁20行目の「以上の事情を」から21行目の「その譲渡による」までを



15

に改め

20

る。

(17) 原判決67頁23行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。



25

5



3 以上によれば，第1審原告の主位的請求を棄却し，予備的請求を認容した原
判決は相当であって，本件控訴はいずれも理由がないから，これらを棄却する
こととして，主文のとおり判決する。

10

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官

定塚 誠

定 塚 誠

15

裁判官

佐藤重憲

佐 藤 重 憲

20

裁判官

須賀 康太郎

須 賀 康 太 郎

これは正本である。

令和4年1月13日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 本田 美由紀

